

2004.3.24

学生協ニュース

No.42

東北大学学生生活協議会広報委員会

本学教授に対する旧有朋寮学外支援者による傷害事件に判決

昭和27年に建築された有朋寮は、老朽化が著しく地震による倒壊や火災の危険性が高いことから、大学は、寮生の身体・生命の安全確保のために平成15年3月末をもって同寮を使用停止としました。国有財産の管理責任を負う大学側は、平成15年3月28日、学生協議員、事務職員と工事関係者が旧有朋寮の現況確認、仮囲い作業のために現地に赴きましたが、寮生と学内外の支援者約40名に阻まれこの作業を実施できませんでした。その際、学生協議員であった西森教授が学外支援者に突き倒され頭部に怪我をしました。大学内の問題に学外者が参加して暴力を働くということは許されないことですので、同教授は、傷害事件として警察に被害届を出しました。

この傷害事件について、平成15年8月14日に仙台地方裁判所において第1回公判が開かれ、起訴状朗読、起訴事実に対する認否等が行われました。以後5回にわたって公判が開かれ、証人尋問、証拠調べ等を経て、平成16年1月28日の第7回公判において検察官から被告の学外支援者に対し罰金20万円が求刑されました。これに対し3月4日裁判長より求刑どおり罰金20万円の判決が下されました。

この間、旧有朋寮不法占拠者とその支援者グループは、大学側の不正義を訴えると称し、「デッチ上げ逮捕」、「傷害事件ねつ造」、「教授西森の自作自演、デッチ上げの張本人」などと同教授の人格をもおとしめるような卑劣な個人攻撃を目的としたビラ巻きや抗議行動を繰り返しました。しかし、この第一審判決により不正義は加害者側にあったとの第三者による客観的な判断が下されました。

旧有朋寮生らによる入寮勧誘に注意

今年の前期日程及び後期日程の入学試験前日から試験当日にかけて、川内北キャンパスにおいて旧有朋寮生らが「入寮募集中」と書かれた立看板を掲げ、入寮募集活動を展開し、数人の受験生がそれに応じる光景が見受けられました。大学は、受験生を混乱させるような活動を行わないよう、旧有朋寮生らに注意・説得を行いましたが、まったく応じられませんでした。

旧有朋寮は老朽化により平成15年3月末をもって使用停止となっており、同寮へ入居することはできません。しかしながら、大学の決定を無視して居住を継続している学生が十数名おり、大学側は現在これらの学生に対して建物明渡しを求めて裁判中です。

新入学生諸君にあっては、旧有朋寮への入寮募集に絶対に応じることのないよう、入寮の勧誘には気をつけてください。旧有朋寮に居住した場合には、学則違反となるばかりではなく、裁判所の決定に反する違法行為となります。なお、東北大学には新入学生が入寮できる寮として、明善寮・以文寮・日就寮（以上男子）と如春寮（女子）があることを付け加えておきます。